

役員が私立学校法第38条第8項各号に該当しない者であることを証する書類

誓 約 書

各役員について、次のいずれにも該当していないことを誓約します。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 五 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

年 月 日

設立代表者 ○○○○

㊞

(注)

- 1 「学校法人」は、寄附行為認可申請にあつては、設立しようとする学校法人の名称とすること。
- 2 「設立代表者」は、合併認可申請にあつては合併しようとする各学校法人の理事長、組織変更認可申請にあつては組織変更しようとする当該学校法人の理事長とすること。
- 3 「設立代表者」の㊞は、本人の署名をもって代えることができること。